

臨床心理士養成指定大学院教員の 倫理教育に関する意識調査

兒玉憲一・森谷寛之¹・倉戸ヨシヤ²・佐藤忠司³・吉川眞理⁴

(2006年10月5日受理)

A survey on ethics education at certified graduate schools of clinical psychology in Japan

Kenichi Kodama, Hiroyuki Moritani, Yoshiya Kurato,
Chuji Sato, and Mari Yoshikawa

The aim of this study was to clarify practical problems in teaching professional ethics as course works. In 2005, the Japanese Association of Clinical Psychology (JACP) surveyed all the certified graduate schools of clinical psychology for current ethics educations and problems encountered in delivering and developing the curriculum. A questionnaire on ethics educations was sent to 842 faculty members of all the certified graduate schools, for which 279 respondents (33.1%) returned completed questionnaires. 159 (58.2%) were professors and 80 (29.3%) were associate professors. The main results of the survey were as follows: 1. Although many of them were strongly interested in teaching their students ethics through their lectures and clinical practices, they were unsatisfied with their current curriculums and teaching methods. 2. Even though many of them recognized psychotherapy supervision for beginner students as ethically indispensable, they faced severe difficulties in securing adequate supervisory chances for their students. Finally, several methods to solve these problems for the faculty members in teaching professional ethics were proposed and discussed.

Key words: professional ethics, ethics education, graduate school of clinical psychology, faculty members, the Association of Japanese Clinical Psychology

キーワード：職業倫理，倫理教育，臨床心理士養成指定大学院，大学教員，日本心理臨床学会

背景と目的

1. 本調査の背景

日本心理臨床学会（以下、本学会）は、1989年に制定した倫理綱領で、「日本心理臨床学会会員は、その臨床活動及び研究によって得られた知識と技能を人々の心の健康増進のために用いるよう努めるものであ

る。そのために会員は、常に自らの専門的な臨床的業務及びその研究が人々の生活に重大な影響を与えるものであるという社会的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する義務を負う」とし、「責任」、「技能」、「査定技法」、「援助・介入技法」、「研究」、「秘密保持」、「公開」、「他の専門職との関係」、「記録の保管」、「倫理の遵守」の10か条の綱領を掲げている。近年、わが国の心理臨床家の数は増加し、本学会の会員数も2万人に達しようとし、その活動領域も多岐にわたっている。社会的責任がますます大きくなるとともに、職業倫理の遵守は本学会にとっても大きな課題となっている。

一方、わが国の政府は、医療領域における「職業倫

¹ 京都文教大学大学院臨床心理学研究科

² 関西大学大学院社会学研究科

³ 新潟青陵大学大学院臨床心理学研究科

⁴ 学習院大学大学院人文科学研究科

理)、「医療倫理」,「生命倫理」に関する論議を踏まえ、医療サービス及び研究対象者の尊厳及び人権を保護するために、「疫学研究における倫理指針」(文部科学省・厚生労働省, 2002)、「臨床研究における倫理指針」(厚生労働省, 2003)を相次いで制定し、臨床家や研究者に注意を喚起した。加えて、2005年4月に「個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)」が全面施行され、個人情報の取り扱いに対し、これまでにない厳しい監視の目が注がれるようになった。

このような状況で、心理臨床家の間でも倫理問題に対する関心が高まっている。日本臨床心理士会は、2004年4月に倫理規程・倫理綱領を新たに制定するとともに、新規規程・綱領を臨床現場で実践し、さらに倫理的センスを磨くため、「第1回臨床心理士のための倫理ワークショップ」を同年12月に開催した。本学会でも、2004年9月の第23回大会で、倫理委員会・職能委員会の共催で「情報開示と心理臨床-情報開示に関連する課題を整理する-」と題する学会企画シンポジウムを開催した。そこでは、心理臨床における「インフォームド・コンセント」、「プライバシーと情報開示」、「守秘義務とチームワーク」、「情報開示と法律」などについて幅広く議論された。これに引き続き、第24回大会で、「心理臨床と教育-大学院教育の場合-」と題する学会企画シンポジウムを行うことになった。同委員会(森谷寛之委員長)では、シンポジウムの開催にあたり、話題提供の1つとして、わが国の臨床心理士養成指定大学院1種及び2種(以下、指定大学院)の専任教員を対象に、院生に対する臨床実践及び研究における倫理教育(以下、倫理教育)に関する意識調査を実施した。これまで本学会倫理委員会(1999)によって倫理問題の範囲と内容に関する基礎調査が行われたことがあるが、倫理教育に関する調査は皆無である。また、わが国の心理臨床家の養成の主たる舞台となった指定大学院における倫理教育の実態についても、まとまった報告はない。したがって、本調査は、指定大学院における倫理教育に関する調査としては、わが国で最初のものであった。すでに、倫理委員会(2006)では、本調査結果の要約を紹介しているが、本調査結果を今後の倫理教育の発展に広く活用してもらうため、本稿において詳細に報告することとした。

2. 本調査の目的

本調査の目的は、指定大学院の教員が臨床心理士をめざす院生に対する倫理教育をどのように考え、どのように実践しているか、またそこにどのような問題点があると認識しているかを明確にし、これらの点について会員間で共通認識を持ち、各指定大学院で、さら

には本学会としてどのように取り組むべきか、今後の議論の資料とすることである。

なお、指定大学院という機関における実態を把握するためには機関の長を対象とすることも考えられたが、倫理教育の啓発も必要と判断し、機関を構成する個々の教員の意識に焦点を当てることとした。そのため、本調査では、調査対象を指定大学院という組織ではなく、指定大学の専任教員という個人とし、タイトルも「指定大学院の実態調査」ではなく、「専任教員の意識調査」とした。

方 法

調査対象：指定大学院1種104校、2種32校、計136校に勤務する専任教員(併任、兼担、非常勤等を除く)842名を対象とした。ただし、すべての指定大学院の教員一覧は公表されていないため、学会事務局において各大学院のHP等から独自にカウントした。そのため、この数字は、(財)日本臨床心理士資格認定協会が把握している正確な数字とは一致しない可能性があることをお断りしておく。

質問票：「『倫理』の教育に関する調査」と題する無記名自記式の調査票を独自に作成した。本調査票は、10の質問から成る。質問1では、臨床実践や研究の倫理に関する教員自身の関心の度合いについて聞いた。質問2では、所属する指定大学院における倫理に関する授業について聞いた。質問3では、倫理教育で取り上げるべき主題についてその優先度を聞いた。質問4では、心理査定実習における院生のプライバシー保護のための配慮について聞いた。質問5では、カウンセリング実習における来談者へのサービス保証のための配慮について聞いた。質問6では、スーパーバイザー選択上の配慮について聞いた。質問7では、院生の事例研究論文の公刊上の配慮について聞いた。質問8では、ハラスメント問題への対処について聞いた。質問9では、個人属性について聞いた。質問4から質問8は、それぞれ現状認識とそれに対する意見を聞いた。質問10では、倫理教育で重要と思われることについて自由記述で意見を求めた。なお、本調査票は、当初1種指定校のみを対象として作成されていたが、実施直前に2種指定校も対象とすることになった。そのため、質問4から質問7では、付属の相談室のない大学院の教員(回答者のうち約65名)には非該当項目を設けなかったため回答しにくい質問となったことをお詫びしたい。

手続き：質問票は、平成17年7月に各大学院に一括して郵送し、該当の教員に配布を依頼した。回答後は、

個々の教員から8月までに返してもらった。

結果と考察

1. 回答者の概要

配布された842票のうち、属性の記載が不正確な5票を除き、有効回答は279票で、有効回収率33.1%であった。前期末の多忙な時期だったが、自由記述の多い調査票にびっしりと書き込まれた回答が多く、倫理教育への関心の高さがうかがえた。

質問9で、回答者の属性等を聞いた。279名の回答者の性別内訳は、男性165名(59.1%)、女性107名(38.4%)、「答えたくない」7名(2.5%)だった。男女比は3対2であった。指定大学院は、従来の心理学系大学院よりも女性教員の割合がかなり高いのではないと思われる。

回答者の年代別内訳は、図1に示すように、40代81名(30.6%)と50代81名(30.6%)がもっとも多く、次いで60代52名(19.6%)、30代44名(16.6%)の順であった。

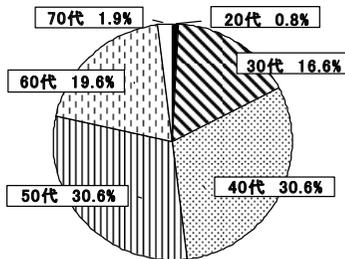


図1 回答者の年代別内訳

回答者の職階別内訳は、図2に示すように、教授が159名(58.2%)ともっとも多く、次いで助教授80名(29.3%)、講師29名(10.6%)の順だった。要するに、40代、50代の教授、助教授という、まさに指定大学院教育で中核的な役割を果たしている層からの回答が大半を占めた。

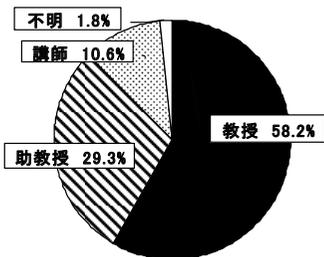


図2 回答者の職階別内訳

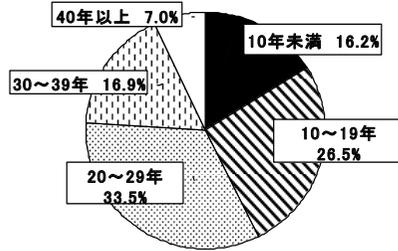


図3 回答者の臨床経験年数別内訳

回答者の臨床経験年数別内訳は、図3に示すように、20-29年群が91名(33.5%)ともっとも多く、次いで10-19年群が72名(26.5%)、30-39年群が46名(16.9%)、10未満群が44名(16.2%)の順だった。半数が20年以上で、臨床経験が豊かな回答者が多かった。

それに対し、大学院勤続年数別内訳は、図4に示すように、前任校まで含めても、5年未満群が120名(43.8%)ともっとも多く、次いで5-10年群88名(32.1%)、10年以上66名(24.1%)の順だった。大学院勤続年数10年未満が4分の3で、回答者の多くがこの10年間に臨床現場等から指定大学院に転職したと思われる。

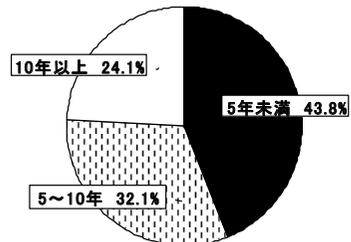


図4 回答者の大学院勤続年数別内訳

2. 倫理への関心度

質問1で、「あなたは、心理臨床家として臨床実践及び研究にかかわる倫理について、どの程度考えることがありますか」と、倫理への関心を4件法で聞いたところ、「臨床家としての倫理を考えることがある」に「かなりある」と「ときどきある」と回答したのは、274名中263名(96.0%)、「研究者としての倫理を考えることがある」に「かなりある」と「ときどきある」と回答したのは、272名中259名(95.2%)だった。それに対し、「倫理綱領や倫理コードを参照することがある」に「かなりある」と「ときどきある」と答えたのは、271名中186名(68.6%)だった。この186名に最近3か月で参照した倫理綱領等を7種の中から複数回答であげてもらった。その結果、もっとも多かったのは、「日本臨床心理士会倫理規程及び倫理綱領」の

130名(70.3%)だった。次いで、「日本心理臨床学会倫理綱領及び倫理基準」125名(67.6),「日本心理学会倫理綱領」37名(20.0%),「心理学・倫理ガイドブック〈日本発達心理学会〉」26名(14.1%),「臨床研究に関する倫理指針(厚生労働省)」19名(10.3%),「世界人権宣言〈国際連合〉」16名(8.6%),「疫学研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省)」14名(7.6%)の順だった。「その他」で、「日本臨床心理士資格認定協会倫理規定」,「ヘルシンキ宣言」,「ニュルンベルク要綱」,「援助専門家のための倫理問題ワークブック(創元社)」などがそれぞれ複数あげられた。いずれにしても,本調査の回答者は,母集団の中でも,倫理や倫理教育に強い関心を寄せている層だと思われる。

3. 倫理の授業形態

質問2で,「あなたの所属する指定大学院では,平成17年度のカリキュラムにおいて,心理臨床家の倫理に関する授業はどのような形で設けられていますか」と,5項目から1つ選んでもらった。その結果,図5に示すように,もっとも多かったのは,「いずれかの特論(特講)等で必ず1コマ以上は倫理のテーマを取り上げる」で,269名中184名(68.4%)だった。これに対し,「『倫理』を標榜した授業がある」と答えたのは269名中わずか11名(4.1%)だった。また,「授業,特別講演,セミナーのいずれでも倫理の教育は予定されていない」という答えが39名(14.5%)もあった。ちなみに,これは教員の個々の認識を示すもので,指定大学院136校全体の実施状況をそのまま反映したものではない。

こうした倫理教育の現状をどう思うか聞いたところ,図6に示すように,243名中119名(49.0%)が「不十分」と答え,「十分」と答えたのは58名(23.9%)に過ぎなかった。このことから,回答した教員の半数が倫理教育の現状を不十分と感じていることがわかった。

「不十分」と答えた119名に,どうしたらよいかを自由記述で聞いたところ,40名(33.6%)が,「『倫理』を標榜した科目を必修として設ける必要がある」と答え,中には「次年度から開設予定」という回答もあった。その一方で,「カリキュラムに余裕がない」,「適当な講師や教材が不足している」など,開設したくても現実には困難が多いという回答も少なくなかった。要するに,「倫理」を標榜する授業を担える人材の養成が急務であることがわかった。

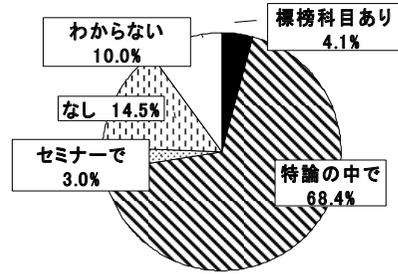


図5 倫理の授業実施形態

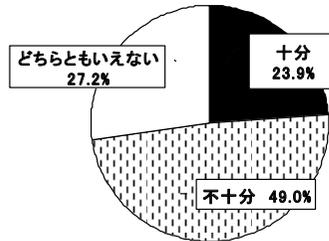


図6 倫理教育の現状への意見

4. 倫理教育の主題の優先度

質問3で,日本臨床心理士会(2004)の倫理規程・綱領及びCorey et al.(2003/2004)を参考に,倫理教育の主題を10個(「基本的な考え方」,「倫理学全般」,「秘密の保持」,「個人情報の保護」,「契約関係」,「インフォームド・コンセント」,「資質の向上」,「事例の公表のあり方」,「倫理違反への対処」,「二重(多重)関係」)をあげ,「あなたは指定大学院の修士課程(博士課程前期)の院生に対する倫理の教育において,どのような主題を取り上げるのが良いとお考えですか」と,4件法で聞いた。その結果,図7に示すように,「秘密の保持・守秘義務」がもっとも優先度が高く,次いで「個人情報の保護管理,情報開示(個人情報保護法を含む)」,「インフォームド・コンセント(IC)」の順であった。一方,「二重(多重)関係の問題」や「自他の倫理違反に対する対処の仕方」は優先度が低かった。

いくつかの主題では,優先度に男女間で有意な差が認められた。たとえば,「職能的資質の向上」($t=(264) 2.04 p<.05$),「論文や著作等での事例公表のあり方」($t=(265) 3.14 p<.01$)で,女性が男性よりも有意に優先度が高かった。「人権の尊重など倫理に関する基本的な考え方」では,優先度に回答者の年代で有意な差が認められた。すなわち,分散分析および多重比較の結果,40代と60代が30代よりも有意に優先度が高かった($F=(5,254) 3.99 p<.01$)。また,「人権の尊重など倫理に関する基本的な考え方」は,回答者の職種で優先度

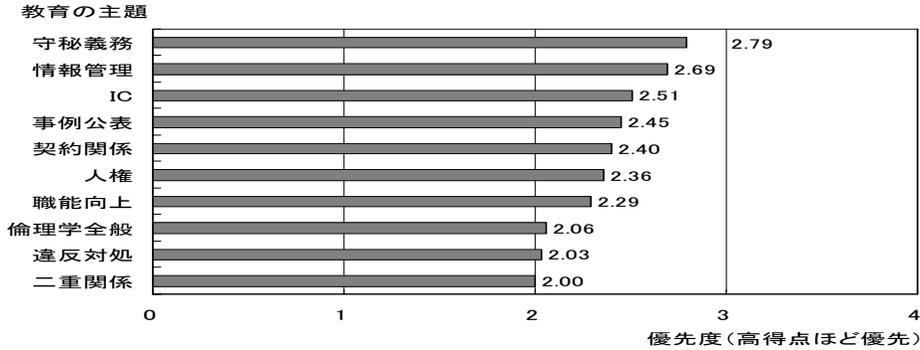


図7 倫理教育の主題の優先度

に有意な差が認められた。すなわち、分散分析および多重比較の結果、助手より教授が有意に優先度が高かった ($F = (3,263) 2.96 \ p < .001$)。「個人情報の保護管理、情報開示」では、優先度に回答者の臨床経験年数で有意な差が認められた。すなわち、分散分析および多重比較の結果、40年以上群より30-29年群が有意に優先度が高かった ($F = (4,259) 5.56 \ p < .05$)。「専門的な契約関係」では、優先度に回答者の大学院勤続年数で有意な差が認められた。すなわち、分散分析および多重比較の結果、5年未満群より5-9年群が有意に優先度が高かった ($F = (2,261) 3.44 \ p < .05$)。

このように、いくつかの主題では、回答者の性別、年代、職種、臨床経験年数、勤続年数などの属性によって優先度が有意に異なることがわかった。倫理観、教育観は本来教員の個人差が大きいものかもしれないが、院生サイドからすると、倫理教育の内容が教員によって大きく異なるならば、混乱をきたすおそれがある。教員個人の倫理観、教育観に左右されない倫理教育を行うため、内容や優先度を定めた全国共通の倫理教育ガイドラインの作成が必要と思われる。

5. 心理査定における倫理的配慮

質問4-1で、「あなたの所属する指定大学院における心理査定の授業（講義・演習）で、院生自身が被検者になって心理査定を実習する場合、プライバシーの保護の観点からどのような配慮がされていますか」と、5項目から1つ選んでもらった。その結果、図8に示すように、もっとも多かったのは、「院生の自身の査定結果や所見は、教員と施行者の院生が見る」で、66名（24.3%）だった。次いで、「院生自身の査定結果や所見は、教員のみが見る」で、49名（18.0%）だった。「院生自身の査定結果は、教員だけでなく受講生全員が見る」は8名（2.9%）に過ぎなかった。なお、

回答者272名中138名が「わからない」と答えた。

上記の配慮のあり方について意見を聞いたところ、135名のうち90名（66.7%）が「十分」と答え、「不十分」と答えたのは9名（6.7%）だった。本調査では、アメリカ心理学会（2002）の倫理綱領及び行為規定を参考に、専任教員が来談者だけでなく院生に対してどのような倫理的配慮を行っているかを調べたわけである。授業等を通して院生同士が互いの内面をどこまで見るようになってよいか、今後もっと議論される必要がある。

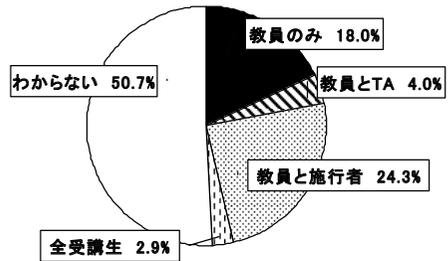


図8 心理査定演習時の配慮

質問4-2で、「あなたの所属する指定大学院では、付属の相談室で、院生に来談者のロールシャッハ法を実施させる場合、来談者へのサービス保証の観点からどのような配慮がされていますか」と、4項目から1つ選んでもらった。その結果、図9に示すように、回答者272名のうち86名（31.6%）が「担当していないのでわからない」と答えた。この数字には、付属の相談室のない2種指定校の教員が相当数含まれると思われる。この86名を除けば、ほとんどの172名（63.2%）が「教員のスーパービジョンのもと院生に施行させる」と回答した。

上記の配慮のあり方について意見を聞いたところ、185名のうち151名（81.6%）が「十分」と答え、「不

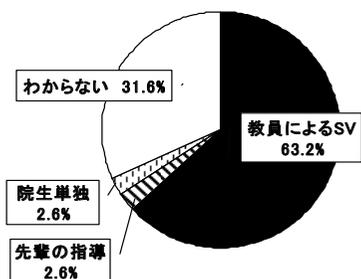


図9 ロールシャツハ施行時の配慮

十分」と答えたのは12名(6.5%)であった。後者にどうしたらよいか自由記述で聞いたところ、「(指導者の不足, 時間の制約のため)単に教員がスーパービジョンをしていると言うことだけで質の担保にはなり得ない場合もある」など厳しい意見もあった。

6. イニシャルケースにおける倫理的配慮

質問5-1で、「あなたの所属する指定大学院では、付属の相談室で、院生に初めてカウンセリング・心理療法の事例を担当させる際に、来談者へのサービス保証の観点から、どのような配慮がされていますか」と、5項目から1つ選んでもらった。その結果、図10に示すように、「当該の院生が事例を担当する要件が整ったどうか、また当該のケースが適当かどうかを専任教員が判断する」が、273名中216名(79.1%)ともっとも多く、「スーパーバイザーと相談する」、「院生自身が判断する」はいずれも19名(7.0%)に過ぎなかった。

上記の配慮のあり方について意見を聞いたところ、251名のうち169名(67.3%)が「十分」と答え、「不十分」と答えたのは38名(15.1%)だった。後者にどうしたらよいかを聞いたところ、専任教員が適正に判断するのも難しいので、「専任教員が複数合意し、相談室運営委員会でそれを了承し、委嘱状を出し、担当を認める形を取った方がよい」という慎重な意見があった。

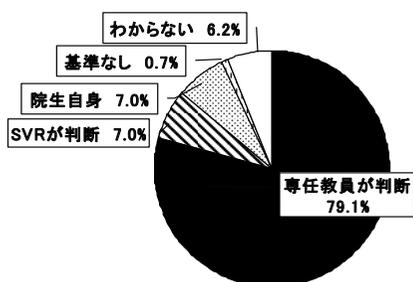


図10 初事例時の配慮

また、ケースの担当とともにスーパーバイザーにつかせるのが望ましいが、「実際には外部のスーパーバイザーが得にくい」という意見も多かった。また、「対クライアントへの責任性からは教員が共同治療者であるべきだろう」など、教員に大きな責任を求める意見もあった。さらには、「臨床心理のコースを3年制にして準備期間を長くする」という悲観的な意見もあった。

7. スーパービジョンにおける倫理的配慮

質問6で、「あなたの所属する指定大学院では、付属の相談室の事例について、院生がスーパービジョンを受ける場合、スーパーバイザーの選択にどのような配慮がされていますか」と、4項目から1つ選んでもらった。その結果、図11に示すように、もっとも多かったのは、「専任教員がスーパーバイザーを兼ねる」で、138名(51.9%)だった。次いで、「指定されたスーパーバイザーのリスト(専任教員を除く)から、院生自身が選択する」が46名(17.3%)、「とくに指定せずに、院生自身がスーパーバイザーを自由に選ぶ」が28名(10.5%)であった。また、54名(20.3%)が「その他」と答え、そのうち45名に自由記述回答があり、「M1は専任教員のみだが、M2は学外からも選べるシステム」などのさまざまな工夫や、「同じ専任教員でも研究上の指導教員とスーパーバイザーを分けている」という配慮が記載されていた。

上記の配慮のあり方について意見を聞いたところ、図12に示すように、257名のうち111名(43.2%)が「十分」、80名(31.1%)が「不十分」、66名(25.7%)が「どちらともいえない」だった。

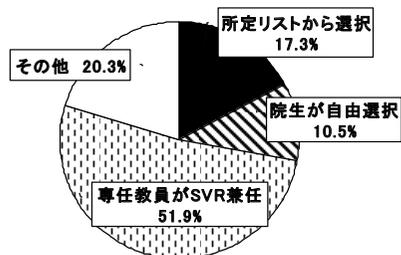


図11 スーパーバイザー選択時の配慮

「不十分」と答えた80名について属性別に分析した。 χ^2 検定の結果、大学院勤続年数が10年未満群が10年以上群よりも有意に多い($\chi^2 = (4) 12.51 p < .05$)。つまり、指定大学院に現場等からやってきて間もない層がそうでない層よりも、スーパービジョンのあり方を不十分と思っていることがうかがえた。また、同じ80名

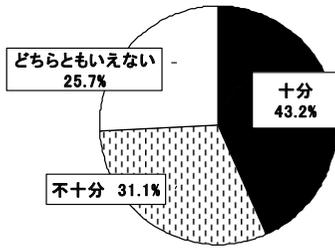


図12 スーパーバイザー選択時の配慮への意見

にどうしたらよいか自由記述で聞いたところ、ほとんどの人が、「専任教員以外にスーパーバイザーをできるだけ多く確保し、院生に選択の幅を持たせるように努力すべきである」と回答した。ただ、そう述べると同時に、とくに地方では学外スーパーバイザーとなりうる要員の不足、スーパーパービジョン料金等の経済的負担など困難も多いと訴えていた。本調査で見ると、専任教員のほとんどがスーパーバイザーを兼ねることは倫理的問題を生じやすいと十分認識しながらも、学外スーパーバイザーが絶対的に足りないなかで、背に腹は代えられないという悲壮な心境にあることがわかった。スーパーバイザーを組織的に養成する体制が強く求められている。

8. 事例研究論文の公表における倫理的配慮

質問7-1で、「あなたの所属する指定大学院では、付属の相談室の事例について、院生が執筆した事例研究論文を指定大学院として公刊していますか」と、3項目から1つ選んでもらった。その結果、もっとも多かったのは、「指定大学院として、院生の事例研究論文を中心とした紀要あるいは報告書を公刊（予定も含む）している」で、266名中215名（80.8%）だった。次いで、「公刊していないし、その予定もない」が47名（17.7%）、「以前は公刊していたが現在は公刊して

いない（休刊、廃刊も含む）」が4名（1.5%）だった。

質問7-2で、公刊していると答えた215名に、事例の公表にあたりどのような倫理的配慮がなされているか5項目について複数回答可で答えてもらった。その結果、図13に示すように、もっとも多かったのは、「紀要あるいは報告書の配布先は、心理臨床の専門機関に限定している」で、157名（73.0%）、次いで、「当該事例の来談者（未成年の場合は保護者）に、事例研究論文として公表することを口頭あるいは文書で事前に了解してもらうように指導している」155名（72.1%）、「投稿された事例研究論文について、編集委員会が倫理的な観点から査読し必要に応じて修正を求める」131名（60.9%）の順だった。もっとも少なかったのは、「来談者のプライバシーを保護するため、執筆要領等において詳細なルールを定めている」で、79名（36.7%）だった。

上記の配慮のあり方について意見を聞いたところ、図14に示すように、211名のうち122名（57.8%）が「十分」、29名（13.7%）が「不十分」、「どちらともいえない」が60名（28.4%）だった。なお、無回答が68名あったが、これは付属の相談室を有しない教員を含むと思われる。

「不十分」と答えた29名にどうしたらよいか自由記述で聞いたところ、来談者への了解の取り方や執筆要領の整備、配布先への注意喚起などが不十分という意見が多かった。その一方で、「将来的には文書にした方が良いと思うが、そうなった時に執筆の機会が少なくなるかもしれないので、実際にはジレンマがある」というホンネもあった。指定大学院の2年間という限られた期間で、事例が終結し、その後のクライアントの状態も安定し、事例研究論文に目を通してもらい公表の許可をもらえる事例はそれほど多くないと思われる。院生に事例研究論文は書かせたいし、書いたら発表の機会を与えたいが、来談者の了解という高いハー

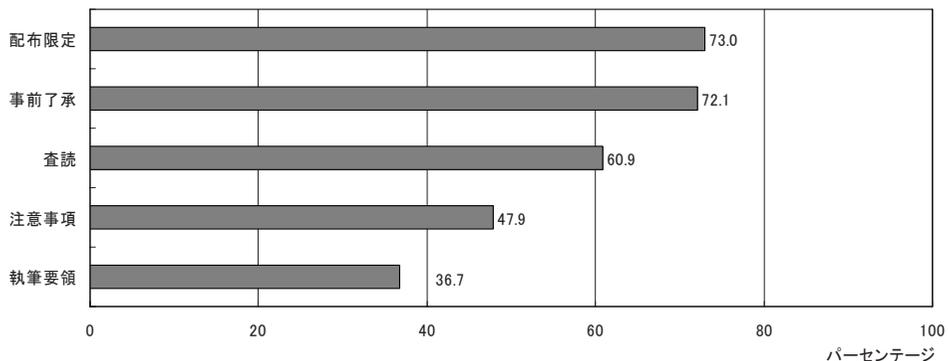


図13 事例研究論文公表時の配慮方法

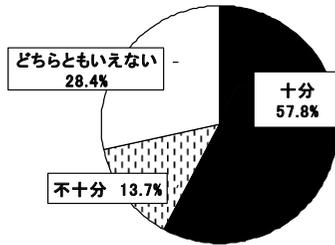


図14 事例研究論文公表時の配慮への意見

ドルの前で苦悩している教員が多い。こうしたジレンマの中で、長年発行してきた事例研究報告書や紀要の発行を見合わせる大学院も出てきた。このジレンマをどう解決するか、衆知を集めて検討する必要がある。

9. ハラスメント問題への対策

質問8で、「あなたの所属する指定大学院では、学内外で院生が遭遇する可能性のあるハラスメント問題にどのような対処をしていますか」と、4項目について複数回答可で聞いた。その結果、もっとも多かったのは、「大学がセクシュアル・ハラスメントに関する規則を定め、対策を講じている」で、276名中182名(65.9%)だった。一方、「大学及び指定大学院ともに、ハラスメントに関する規則や対策も用意されていない」と答えたのは12名(4.3%)に過ぎなかった。

上記の配慮のあり方について意見を聞いたところ、265名のうち111名(41.9%)が「十分」、77名(29.1%)が「不十分」、77名(29.1%)が「どちらともいえない」だった。「不十分」と答えた77名にどうしたらよいか自由記述でと聞いたところ、57名から回答があった。そのうち、22名(38.6%)は、「(セクシュアル・ハラスメントだけでなく)アカデミック・ハラスメントの規則を制定すべきである」という回答だった。その他、「学外の実習機関でのハラスメントから院生を保護する体制が必要」という意見も複数あった。

ところで、回答した女性101名のうち「不十分」と回答した女性42名の割合(41.6%)は、男性164名の中で「不十分」と回答した男性35名の割合(20.7%)よりも有意に高いことがわかった($\chi^2 = (2)17.35$ $p < .001$)。同じ問題でも、教員の性別で認識が大きく異なる。いずれにしても、指定大学院では、人権の尊重、男女平等、男女共同参画等に関して、他のどの職場よりも高い水準の意識と行動が教員に求められている。

10. 自由記述のまとめ

質問10で、「指定大学院の倫理教育に関して、今回聞いたこと以外で重要と思われることがありましたら

自由にお書きください」と、自由記述してもらった。その結果、279名中96名(34.4%)から回答があった。その中でもっとも多かったのは、「教員自身に対する倫理教育が必要だ」という意見で、12名あった。たとえば、「学生に倫理を教育するには、その教育者側の倫理が一定の水準に保たれる必要があると思います。(中略)自分自身の倫理感覚と倫理のあり方を振り返り、話し合うことのできる環境があればより望ましいと感じます。実際には難しいこととわかってはいますが、迷うことの多いテーマですので、皆で考えていく必要があると思います」という意見があった。次いで多かったのは、倫理教育のあり方に関する意見で、「講義だけではなく院生とともに考える」、「生きた倫理教育とすべき」という意見で、10名あった。たとえば、「『倫理』と銘打ったプログラムは必要と思いますが、(中略)授業・実習・スーパービジョンのいずれでも、臨床家である教員自身が自らの専門性及びその限界や失敗を認識した実践を呈示することなのではないかと考えます」など、教員と院生の関係性を重視した意見があった。また、本調査が個人情報保護法の施行直後ということで、「同法さらには関連する法律についても教えていく必要がある」という意見が8名あった。なかには、「今回の個人情報保護法の施行に連動して、さまざまな対応が開始されていると思う。(中略)法の下に公正な手続きを確立すると同時に、心理臨床の固有の倫理性・意味性を論理的に構成していくことも重要である」など、心理臨床に固有の倫理を確立すべきという問題提起もあった。

結 語

本調査の主な結果をまとめると、次の通り。回答者の大半は40代、50代の教授、助教授で、指定大学院の中核をなし、倫理に強い関心を寄せる層だった。彼らの多くは、指定大学院の倫理教育の現状を不十分と感じていた。倫理教育でどのような主題を優先するかは、回答者の性別、年代、職種、臨床経験年数、勤続年数などの属性によって有意に異なることがわかった。院生の心理査定演習、事例研究公表、ハラスメント対策における倫理的な配慮は十分と感じている教員が多いが、院生のイニシャルケース担当に際しての配慮は不十分と感じ、とくにスーパーバイザーが確保できないことに苦悩している教員が多かった。また、院生に対する倫理教育の前に、教員自身の倫理感覚の向上が重要という意見も少なくなかった。

いずれにしても、わが国においては、心理臨床にかかわる倫理的諸問題、とりわけ倫理教育についてはこ

れまでほとんど議論されてこなかった。そのために、指定大学院教員の間でも統一的な倫理観が未確立のままにきたことを、本調査結果は如実に示している。今後は、一般社会との対話を通じて、自らの学問的、職業的倫理観を社会的に確立する努力が必要である。具体的には、全国共通の倫理教育ガイドラインを作るという作業を通して、こうした倫理観を確立するのむひとつの方法である。また、倫理教育を質、量ともに向上させるため、指定大学院教員対象の研修会を開催する必要がある。すでに、本学会では学会企画シンポジウムや心理臨床ワークショップで「心理臨床の倫理」について継続的に議論してきたが、それに加えて倫理教育の担い手を養成するための特別な研修機会が必要である。さらには、院生のためのスーパーバイザーの絶対的不足は、倫理教育にも大きな影響を及ぼしている。この問題を解決するためには、大学院間の連携のもと、学外スーパーバイザーを組織的に養成するシステムをつくるなど、積極的な取り組みが必要であろう。

付記 本調査の実施にあたり、日本心理臨床学会事務局佐藤明德氏、広島大学大学院教育学研究科飯塚暁子氏、石田貴洋氏、大川未央氏、谷渕真也氏にご協力いただいた。ここに記して、深謝の意を表する。

【引用文献】

- American psychological Association (2002). Ethical Principal of Psychologist and Code of Conduct. (<http://www.apa.org/ethics/>)
- Corey, G., Corey, M. S., & Callana, P. (2003). *Issues and Ethics in the Helping Professions*. Sixth Edition. Pacific Grove: Brooks/Cole. (村本詔司監訳 (2004). 援助専門職のための倫理問題ワークブック 創元社)
- 日本臨床心理士会 (2004). 日本臨床心理士会倫理規程・倫理綱領 日本臨床心理士会雑誌13(1), 13-17.
- 厚生労働省 (2003). 疫学研究における倫理指針 (<http://www.mhlw.go.jp>)
- 文部科学省・厚生労働省 (2002). 臨床研究における倫理指針 (<http://www.mhlw.go.jp>)
- 森谷寛之・奥村茉莉子・佐藤忠司・信田さよ子・野島一彦・磯谷文明・鐘幹八郎・平陽一 (2005). 情報開示と心理臨床－情報開示に関連する課題を整理する－ 心理臨床学研究 22(6), 677-700.
- 倫理委員会 (編) (1999). 倫理問題に関する基礎的調査 (1995年) の結果報告 心理臨床学研究 17(1), 97-100.
- 倫理委員会 (2006). 臨床心理士養成指定大学院教員の倫理教育に関する意識調査 心理臨床学研究 (印刷中)

